

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.580
令和7年4月15日発行



おもな内容

【重要】業者票及び従業者名簿の様式改正について……	2
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について……	3
1月新設住宅着工……	3
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う全宅連策定「重要事項説明書」書式改訂について……	4
協会からのお知らせ……	4
岐阜県暴力追放だより……	5
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之……	6
不動産取引判例集……	7
協会の動き・支部だより・会員の異動……	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

【重要】業者票及び従業者名簿の様式改正について（令和7年4月1日）

過日よりお知らせのとおり、令和7年4月1日より、「業者票」及び「従業者名簿」の様式が改正されましたので、未対応の方におかれましては対応をお願いします。

なお、「業者票」につきましては、協会本・支部においても、有料頒布しております。

また、「従業者名簿」書式は、会員の方は、全宅連ホームページ「ハトサポ」内より、ダウンロードできます。

【業者票改正様式】

様式第九号（第十九条関係）

標 識	
宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事 () 第 号
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 ()
35cm以上	
30cm以上	

備 考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

【従業者名簿改正様式】

様式第八号の二（第十七条の二関係）

従 業 者 名 簿					
氏 名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に全面施行されました。

これらの改正に関連する法令告示として、

- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
- ・建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件等の告示

についても、同日に施行されることとなります。これらの施行については、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」により、国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知されたところです。

つきましては、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（以下「法」という。）、建築基準法施行令、建築基準法施行規則、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令及び関連する告示の運用に係る細目について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言としての通知がありましたのでお知らせします。

詳細につきましては、全宅連ホームページ (<https://www.zentaku.or.jp/news/12831>) をご覧ください。

1月新設住宅着工

国土交通省がまとめた1月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比8.6%減の1万3,525戸と4カ月ぶりの減少、貸家が同1.2%減の2万4,387戸と先月の増加から再びの減少、分譲住宅でも同6.0%減の1万7,899戸と9カ月連続の減少となったため、1月の新設住宅着工戸数全体では、同4.6%減の5万6,134戸と9カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同4.9%減の427万3千㎡と9カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同1.2%減の77万4千戸となり、先月の増加から再びの減少となりました。

持ち家では、民間資金分が同9.2%減の1万2,312戸と4カ月ぶりの減少、公的資金分でも同2.7%減の1,213戸と2カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同56.9%増の2,377戸と4カ月連続の増加となったものの、民間資金分が同5.0%減の2万2,010戸と先月の増加から再びの減少となったため、全体でも減少となりました。

分譲住宅では、マンションが同0.3%増の9,051戸と先月の減少から再びの増加となったものの、戸建て住宅が同11.7%減の8,715

と27カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が4.4%増の286戸と2カ月連続の増加、貸家が同7.9%増の137戸と2カ月連続の増加、分譲住宅でも同91.9%増の213戸と14カ月ぶりの増加となったため、岐阜県全体では、同24.0%増の636戸と2カ月連続の増加となりました。

三大都市圏をみると、首都圏では、分譲住宅が同2.4%増の9,358戸と増加となったものの、持ち家が同14.8%減の2,993戸、貸家でも同10.1%減の9,534戸と減少となったため、首都圏全体では同5.7%減の2万1,984戸となりました。

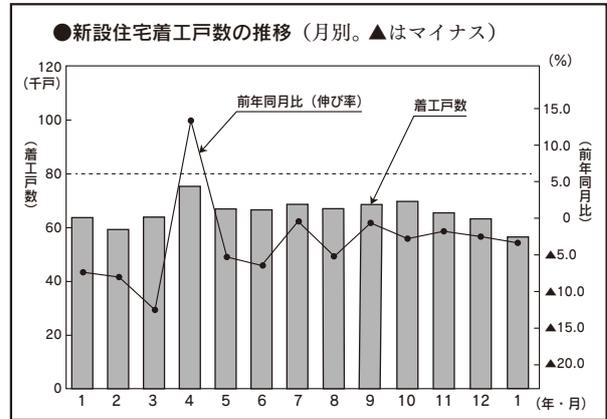
中部圏では、貸家が同16.3%増の2,898戸と増加となったものの、持ち家が同5.2%減の2,334戸、分譲住宅でも同27.6%減の1,710戸と減少となったため、中部圏全体では同4.7%減の6,981戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同4.3%減の1,929戸、分譲住宅でも同14.6%減の2,479戸減少となったものの、貸家が同32.3%増の5,516戸と増加となったため、近畿圏全体では同9.4%増の9,968戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同20.6%減の1,615戸と減少となったものの、貸家が同8.3%増の4,530戸、分譲住宅でも同34.0%増の552戸と増加となったため、全体では、同1.2%増の6,730戸と2カ月連続の増加となりました。

2×4では、持ち家が同6.7%増の2,224戸と

増加となったものの、貸家が同10.3%減の3,696戸、分譲住宅でも同20.2%減の494戸と減少となったため、全体では、同6.0%減の6,450戸と先月の増加から再びの減少となりました。



[infomation] インフォメーション

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う全宅連策定「重要事項説明書」書式改訂について

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律が令和7年4月1日より施行されたことに伴い宅地建物取引業法施行令が一部改正され、同日より重要事項説明の説明事項に追加されることとなりました。

改正に伴い、4月1日より全宅連策定の「重要事項説明書」書式が改訂され、会員専用サイト「ハトサポ」内のWeb書式作成システム及びダウンロード方式の各種書式が更新されましたのでお知らせします。

協会からののお知らせ

不動産市況DI調査へのご協力をお願い

本会では不動産流通の活性化及び安心・安全な不動産取引を図るため、(公社)岐阜県不動産鑑定士協会と共同で不動産市場の推移に関する実感と、この前半年の予測について、毎年4月と10月に会員業者に対するアンケート調査を実施し、調査結果を宅建協会のホームページ及び報道機関等を通じて公表しています。

この度、令和7年4月時点のアンケート用紙を会員の皆様へお送りしておりますので、同調査の趣旨をご理解頂き、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

「業務研修受講済店ステッカー」の配布について

令和6年度、年3回開催する県下統一研修会を全て受講(各回において、代表者又は協会届出の政令使用人、専任の宅地建物取引士のいずれかの方が受講)された事業所に対し「業務研修受講済店ステッカー(店頭用)」を配布する旨ご案内しておりました令和6年度配布対象事業所ですが、第3回研修会をWeb開催とさせて頂きました。

結果、121社となりましたのでお知らせします。

なお、対象事業所には、本号にステッカーを同封しましたのでご査収ください。



岐阜県暴力追放だより

**あなたの職場を、暴力団等から守るため
『不当要求責任者講習』受けましょう。**

暴追センターでは、暴力団対策法に基づき、岐阜県公安委員会から委託を受けて、一般市民の方が、暴力団等からの被害を防止するため、各事業所から選任された不当要求防止責任者に対して、「不当要求防止責任者講習」を無料で実施しています。

○ 不当要求防止責任者制度とは

不当要求防止責任者制度とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法律」という。）第14条に規定されています。

責任者を選任した事業者(所)は、その旨を公安委員会に届出ることによって、当該責任者を通じて暴力団員の不当要求による被害を防止するために必要な措置について公安委員会の援助を受けることができ、又、当該責任者に公安委員会の行う責任者講習を受講させることができる制度です。

ただし、この制度は、事業者(所)に対して法律上義務づけを行う規程ではありませんが、事業者(所)において自主的な措置を促す規程です。

○ 不当要求防止責任者とは

不当要求防止責任者とは、事業者(所)の業務を統括管理するものであって、暴力団員による不当要求による事業者(所)及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う人のことをいいます。原則として、事業者(所)ごとに各1名ですが、希望により複数名を選任する場合は、選任した責任者ごとに責任者選任届出書を提出してください。

※ 不当要求防止責任者は、暴力団員の不当要求による事業者(所)及び従業員等の被害を防止するために、不当要求に対応する体制整備や職場内の指導教育等を行ってください。

○ 講習手続き

- ① 不当要求防止責任者選任届出書を所轄警察署へ提出する。
- ② 講習の日時や会場等については、後日往復ハガキで、岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課から開催日の約1カ月前に通知されます。

※ 届出書の様式は、ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの警察署にも備え付けてあります（ホームページからダウンロードした場合は、同じものを2部作成し提出してください。）。

責任者に変更が生じた場合は、速やかに責任者を選任し、上記同様届出書に記載のうえ、所轄する警察署に提出してください。

事業所の名称、所在地、電話番号等に変更を生じた場合は、警察本部組織犯罪対策課暴力団排除係（058-272-4499）に連絡してください。

【責任者講習に関する問い合わせ先】

- （公財）岐阜県暴力追放推進センター TEL 058-277-1613
- 岐阜県警察本部 組織犯罪対策課暴力団排除係 TEL 058-272-4499

第23回 Learn through Legal thinking



善良な管理者の注意

顧問弁護士 浦田 益之

事例

買主Xは、不動産会社Y①の仲介により、売主Y②から、12年前築でY②が現住する本件建物を土地付きで購入し、代金1億4500万円を支払った。

ところで、本件建物は、1階中央のサンルームの柱等に、雨漏りによってできた腐食があり、またシロアリで生じた浸食も起きていた。

それらが見た目には分からず、Xが一部改築のため床板を剥がしてその瑕疵のあることが判明した。

そこで、Xは、Y①②に対し、いずれも腐食および浸食の事実を知りながら、これを秘し、また故意がなくとも、調査をすれば知り得た筈であるのに、その調査を怠ったうえ、本件土地建物を売却し、または売却の仲介をしたとして、損害2000万円の連帯支払を求める訴えを起こした。

これに対して、Y①②は、本件建物は、年月の経過がある以上、建物として通常有すべき品質・性能を欠くまでに至っていないと争った。

特に、Y①は、本件建物にはY②が現住しており、聴き取り調査を超えて、建物の板を剥がすなどして調べる義務は負っていないと反論した。

裁判では、Y①の場合、宅地建物取引業法第47条1号、または信義則に基づく調査・説明義務の有無が争点となった。

判断のポイント

1. 隠れたる瑕疵があるとして、Y②は、それを認識していながら告げていなかったとすると、不法行為の責任が問われるか。
2. Y①については、Y②から特に被害の説明がなかったことを理由にして、聴き取りに手落ちがなかったといえるか。
被害の説明がなくても、中古建物につき、聴いておく必要はあったのではないか。
現状を確認することについては、どうか。
3. 被害を疑わせる特段の状況があったときは、Y①はどう対応すべきか。
そうでないときは、業者に依頼して被害の有無や程度を調査する義務は負わないか。



買主が、購入土地に売買締結時に認識していない地中埋設物や土壤汚染があったとして、瑕疵担保責任又は債務不履行に基づく損害賠償を売主に請求した事案において、当事者双方は、これまでの利用状況等からその可能性を認識・想定して取引をしたと考えられるとし、買主の倉庫建築に支障となった地中埋設物の除去費用については瑕疵担保責任を認め、他については棄却した事例。

(東京地裁 令和元年11月26日判決)

【事案の概要】

買主X(原告・食品問屋業)は、Xの倉庫に隣接する本件土地について、売主Y(被告・宅建業者)より購入打診を受け、平成25年7月、売買代金2億5320万円、本件売買契約を締結し、翌8月、残代金を支払い本件土地の引渡しを受けた。

＜本件売買契約の概要等＞

- ・売主の瑕疵担保責任負担期間：本件土地引渡より2年間。
- ・特約条項：本件土地において、旧鉄塔基礎が存していた場合は引渡し時まで売主が撤去するが、旧建物(寮など)の基礎等が存していた場合に売主は撤去を行わない。
- ・本件土地は賃貸をしていた経緯があり、契約終了後に賃借人が調査会社に依頼した土壤汚染調査報告書では、「土壤汚染が存在する恐れは小さい」とされている。

平成25年12月、本件土地から大量のコンクリートガラやタイヤ等(本件埋設物)及び油や鉛等に汚染された土壤(本件土壤汚染)が確認されたことから、XはYに対し、「損害賠償として違約金の支払いを請求する。本件埋設物及び汚染の除去等にかかる費用請求や、本件埋設物及び汚染土壤の存在により、売買契約の目的を達することができないと判明した場合には、本件売買契約を解除する。」旨を通知した。

対してYは、「埋設物の撤去費用について応分の負担をする、土壤汚染については、盛土や舗装等の適切な封じ込め工事により解決すると考えている、契約解除がXの強い希望であれば、不本意ではあるが検討する。」と回答した。

平成27年1月、XはYに対し、契約解除ではなくYからの損害賠償の支払による和解により解決したいとの通知をしたが、同年7月、Xは、被った損害6279万円余の一部5668万円余をYに求める本件訴訟を提起した。

＜X主張の損害額＞

- ・埋設物除去費用 : 294万円
- ・鑑定評価による本件土地 : 5224万円余の価値と売買代金の差額
- ・調査費用・弁護士費用 : 760万円余

一審裁判所は、Xの請求を全部棄却したことから、Xは控訴した。

【判決の要旨】

裁判所は、下記の通り判示し、Yの請求のうち、実際に埋設物撤去を行った費用294万円を認め、他の請求については棄却した。

(本件埋設物について)

当事者双方は、本件売買契約締結時において、本件土地は工場用地として利用されていた土地で、これまでの利用状況等から、従前保管されていた資材の一部や存在した建物の基礎等、何らかの埋設物が地中に残存していると共に、それらによる何らかの土壤への影響が残っている可能性があることを認識・想定していたものと考えられ、本件土地にコンクリートガラ、タイヤ、瓦礫及びゴミ等が埋まっていたこと自体は、契約当事者間において予定されていた品質又は性能を欠き隠れた瑕疵に当たると直ちにいうことはできない。

しかし、YはXに、本件土地に住宅を建築して分譲する予定があることを説明していたこと、本

件埋設物発覚後にYがこの撤去費用について応分の負担する旨回答したこと等を考えると、当事者の合理的解釈として想定される埋設物の量には自ずと限度があり、少なくとも本件土地上に建物等を建築することについて、支障とならない程度であることが黙示に前提とされていたとみるのが相当である。

本件埋設物は、コンクリートガラ等合計約84トン並びに枕木やタイヤ等合計約21㎡にもおよび、これがXの倉庫建設のための基礎工事の支障となったものであるから、少なくとも、本件埋設物ほどの量を契約当事者がその可能性を想定していなかったものとして、隠れた瑕疵に当たるといふべきである。

(本件土壤汚染について)

Xは、土壤汚染の可能性を認識したうえで倉庫の敷地として使用することを想定して本件土地を購入し、現在も本件倉庫の敷地として使用しているのであって、本件鉛がXの本件土地利用に与えた影響について具体的な主張立証はないから、本件鉛が本件土壤等をもたらした油分に由来するとしても、契約当事者間において予定されていた品質又は性能を欠き、隠れた瑕疵に当たるとは認められない。

(Yの表明保証義務違反について)

本件売買契約書には、旧鉄塔基礎、水道埋設管及びガス埋設管、木柵、旧建物の基礎等については不明との記載がされており、むしろ、本件土地には埋設物が存在する可能性があることが指摘されているといふべきであって、Yが、本件埋設物が存在しないことを表明し保証したとは認められない。

(Yの説明義務違反について)

YはXに対し、売買契約時に、本件土壤汚染の地歴報告書や調査報告書を交付しているところ、本件調査報告書による調査が売買するに当たって通常行ふべき程度に欠けるほど不十分なものであったと認めるに足りぬ証拠はなく、地中埋設物についても、その可能性に言及した上で、その処理の分担を定めており、本件売買契約の付随的義務である説明義務違反があったとは認められない。

(Xの損害額について)

Xは、本件埋設物の発見後、294万円を支出してこれを除去しており、これは本件埋設物の瑕疵による損害であると認められる。

【まとめ】

瑕疵(契約不適合)は、地中埋設物の存在が、即、瑕疵等に該当するものではなく、その存在が、契約当事者間において予定されていた品質又は性能を欠くことになるかの観点から判断をしている。本件裁判所の判示は、瑕疵(契約不適合)を理解するうえで、実務上参考になるのではないと思われる。

本件同様、買主目的の建物建築において、支障となった地中埋設物の除去費用について売主の瑕疵賠償責任が認められた事例として、福岡地裁小倉支判 平21・7・14などが見られる。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

3月3日

- ・宅建試験事務説明会
磯西・吉益・川口職員出席

3月4日

- ・(公財)不動産流通推進センター第2回通常理事會
山本会長出席

3月6日

- ・第5回総務・財務合同委員会
- ・(公社)中部圏不動産流通機構第4回理事会
富山市：山本会長、瀬上常務理事出席

3月7日

- ・第7回法定講習會

3月9日

- ・ハトマークセミナー
OKBふれあい会館

3月11日

- ・第6回常任理事会・常任幹事會

3月13日

- ・全宅連第3回常務理事会
東京:山本会長出席

3月15日

- ・宅建ぎふV o l . 5 7 9 発行

3月17日

- ・全宅連・全宅保証都道府県宅建協会・本部
事務局長會議

磯西職員出席

3月18日

- ・下期基礎教育研修會
OKBふれあい会館
- ・岐阜県士業連絡協議會何でも相談フェア
岐阜市：林副会長、土屋常務理事出席
- ・岐阜県士業連絡協議會第2回協議會
岐阜市:山本会長、林副会長出席
- ・第223回岐阜県都市計画審議會
岐阜市:土屋常務理事出席

3月21日

- ・第5回理事会・幹事會

3月24日

- ・全宅連・全宅保証第5回理事会
東京:山本会長出席
- ・東海公取協第3回岐阜地区調査指導委員会

3月25日

- ・全宅管理第5回理事会
東常務理事出席

3月27日

- ・東海公取協正副会長會
名古屋市:山本会長
- ・東海公取協理事会
名古屋市:山本会長、林副会長出席
- ・弁護士相談

支

部

だ

よ

り

岐阜中支部

- 3月11日
巡回相談(岐阜市役所)
- 3月14日
第4回役員會

岐阜南支部

- 3月3日
第3回広報誌発行担当者委員会
- 3月4日

第2回人材育成委員会

- 3月5日
巡回相談(各務原市役所)
- 3月7日
第4回広報誌発行担当者委員会
- 3月14日
入会審査會
- 3月19日
巡回相談(羽島市役所)
- 3月25日

巡回相談(岐阜市役所)

岐阜北支部

- 3月4日
巡回相談(岐阜市役所)
- 3月10日
入会審査會

西濃支部

- 3月14日
巡回相談(垂井町役場)

3月21日 養老町空き家相談会	中濃支部 3月3日 巡回相談(可児市役所)	東濃支部 3月19日 入会審査会
3月22日 巡回相談(池田町中央公民館)	3月4日 巡回相談(美濃市福祉会館)	飛騨支部 3月25日 総務委員会
3月28日 巡回相談(大垣市役所) 「不動産無料相談会」総括会 議	3月11日 巡回相談(関市総合福祉会 館)	

— 会 員 の 異 動 —

※ 専任の宅地建物取引士の氏名が個人情報として業者票において非表示となったことに伴い、会員の異動においても非表示とさせていただきます。

入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【岐阜南支部】

大(2)9346 5. 4. 12	(株)不動産SHOPナカジツ	鳥 居 守 (吉 川 慶 祐)		080-7228-3405	岐阜市加納本石町3-6 ディライト106	500- 8466
(1) 5350 7. 1. 24	(株) R E G U L U S	三 浦 綾 華		058-213-6735 058-213-6735	岐阜市東鶉7-6 グローブII 206	500- 8281
(1) 5358 7. 3. 12	(株)フィールドパートナーズ	渋谷 耕 平 (高 橋 慧 汰 郎)		058-247-8711 058-247-8712	羽島郡岐南町伏屋9-167	501- 6006

【岐阜北支部】

(1) 5357 7. 2. 18	(株) 岐 阜 土 地	平 野 由 美 子		058-322-6720 058-322-6721	本巣郡北方町高屋67-84	500- 8466
----------------------	-------------	-----------	--	------------------------------	---------------	--------------

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事 務 所 所 在 地	備 考	頁
岐阜中	積水ハウス不動産中部(株) 岐阜営業所	田 垣 浩	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル3F	営業保証金	10
岐阜中	リフォーミングハウス	脇 田 浩 二	岐阜市菊井町59-3	廃 業	13
岐阜南	(株) マーチハウジング	伊 藤 義 典	各務原市蘇原興亜町5-27	廃 業	24
岐阜北	(株) サ ン ビ ー ム	後 藤 俊 悦	岐阜市則武中1-11-10	廃 業	29
岐阜北	関 谷 建 設 (株)	関 谷 良 隆	岐阜市又丸柳町19-1	廃 業	29
西 濃	(株) T O Y O ハ ウ ジ ン グ KEIAIイオンモール大垣不動産センター	大 畑 典 道	大垣市外野2-100 イオンモール大垣1 F	廃 業	38
中 濃	(株) ヤ マ シ タ 工 務 店	山 下 健 一	郡上市大和町剣1760	廃 業	56
飛 騨	富 士 不 動 産 (有)	中 島 正 巳	高山市花岡町2-81	廃 業	73
飛 騨	(株) リ ア ル ペ ー ジ	鉦 勇 貴	高山市松之木町283-1	廃 業	73

変更事項（3月）

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	(株)かとう不動産 岐阜駅前オフィス	専任取引士			9
岐阜中	共栄ライフパートナーズ(株)	代 表 者	水野友範	大野悦朗	9
岐阜中	一 建 設 (株) 岐阜店	政令使用人	岡島有隆	大塚征也	11
		専任取引士			
岐阜中	(株) マ ル エ イ	代 表 者	澤田栄一	澤田正	12
岐阜中	(株) マ ル エ イ 支店	代 表 者	澤田栄一	澤田正	12
岐阜南	フ ジ 開 発 (株) 岐阜店	所 在 地	〒500-8441 岐阜市城東通6-19	〒500-8358 岐阜市六条南3-9-2	18
岐阜南	(株)Round Estate	政令使用人	彦坂直哉	堀部昭義	21
		専任取引士			
岐阜南	(有) 渡 邊 住 建	代 表 者	渡邊正次	渡邊周寿	25
岐阜南	(株)ナカジマ不動産	所 在 地	〒501-6032 羽島郡笠松町江川50-1 ラ・カーサ・フェリーチェ3C	〒501-6062 羽島郡笠松町田代512-1	26
岐阜北	ぎふ農業協同組合 清流支店	支 店 名	島支店	清流支店	29
		所 在 地	〒502-0907 岐阜市島新町1-52	〒502-0908 岐阜市近島5-13-8	
		政令使用人	小林弘知	金森徹也	
		専任取引士			
中 濃	青 協 建 設 (株)	代 表 者	各務剛児	波多野篤志	48
東 濃	(株)カチタス 多治見店	政令使用人	平澤 繁史	寺尾 美香	62
		専任取引士			
飛 騨	すみれリビング(株)	専任取引士			72
飛 騨	下 呂 建 材 (株)	専任取引士			75

※ 頁の欄は、「令和6・7年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

「訃 報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支 部	商 号	代 表 者	逝 去 者	続 柄	逝 去 年 月 日
中 濃	井 戸 不 動 産	井戸 伸子	井戸 祐司	配偶者	令和7年3月6日
中 濃	下 條 建 築	下條 勝彦	下條 孫二	父	令和7年3月18日



「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和7年3月31日現在
所属会員 1,116名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）
会長・本部長 山本 武久
（編集責任者）
情報提供委員長 瀬上 直樹